（林業活性化の方策）

⑴　豪雪地帯の地域特性に応じた林業の活性化に向け、流域を単位として、森林の整備、木材の生産、加工、流通等に一体的に取り組む森林の流域管理システムの推進を基本として、経営規模の拡大、特用林産物等の複合経営の推進等による林業経営体の育成・強化を図るとともに、新規参入者への支援、通年雇用化の推進等による林業就業者の確保に努める。また、林道における雪害防止施設の整備を適切に実施しつつ、林道と作業道等を組み合わせた高密路網の整備を図るとともに、高性能林業機械の導入、情報提供等の事業活動の支援措置を講じる。さらに、需要者の住宅等への要請に応じ、安定した品質の製品を低コストで適時適量供給し得る効率的な木材供給体制の整備を図る。

（森林の多面的な機能の確保）

⑼　国民の森林に対する要請が多様化していることにかんがみ、林業生産活動とともに、山地災害の防止、地球温暖化防止、水源の涵養、保健休養、自然環境の保全、生物の生息・生育環境の保全等の森林の有する多面的な機能を高度に発揮し得る森林の整備を進め、森林の総合的な利用の推進を図る。

ウ　水産業の振興

漁港施設について、除雪体制を整備し、冬期風浪期における安全性の向上、陸揚げ機能の強化等を図り、その整備・充実に努める。また、漁船の安全な操業を確保するため、通信施設、航路標識等の整備に努める。さらに、つくり育てる漁業と資源管理の推進、バイオテクノロジー等の先端技術の活用及び水産物の流通・加工施設等の充実を図るなど水産業経営の近代化、合理化に努める。

エ　工業及び新しい産業の振興

豪雪地帯における工業を積極的かつ計画的に振興するため、地場産業等の地域に根ざした産業の振興を図るとともに、バイオテクノロジー等を活用した先端技術産業等の誘致・育成を促進する必要がある。また、国際的なマーケットも視野に入れつつ、雪国に適した商品の開発を積極的に推進するとともに、雪や氷を生かした新しい産業の振興に努めることが重要である。さらに、技術革新、情報化、消費者ニーズの高度化や多様化の進展等に伴い、情報、知識、人材育成等に関する新しい産業について、異業種間の交流・融合を促進することも重要である。

このため、適切な水需要予測に応じた水資源の開発及び工業用水道の整備、技術力向上のための研究機関及び教育・研修施設の整備、技術情報のデータベース化の促進、情報通信ネットワークの整備、雪冷熱エネルギーを活用した施設整備並びに研究者、技術者等の定住促進のための生活環境の整備を図る。また、冬期における雪害を防除し、操業の円滑化を図るため、工場等の施設の耐雪耐寒構造化の推進及び工場内消融雪施設等の整備を推進する。

オ　商業・サービス業等の振興

（商業の振興）

⑺　小売業については、無雪駐車場の整備、店舗の共同化等により商店街の高度化を促進するとともに、アーケード、消融雪施設の整備等により、降積雪時においても快適な買物空間の形成に努める。

また、卸売業については、雪に強い卸売団地や問屋街等の整備に努める。

（運輸業及び建設業の振興）

⑴　降積雪の影響を受けやすい運輸業については、積雪期の交通の確保に努めるとともに、雪に強い流通業務団地等の整備を進める。

また、建設業については、通年施工体制の推進、工事の早期発注、早期着工等に努める。さらに、将来にわたって安定した冬期道路交通を確保するため、除雪作業等を担う人材の確保・育成ならびに技術力の保持・向上に努めるとともに、除雪業務の発注にあたっては、経費の適切な費用計上を行い、また担い手確保が困難となるおそれがある場合には、従来よりも包括的な契約や地域精通度の高い建設企業との契約を行う地域維持型契約方式を活用する。

（観光・レクリエーション産業等の振興）

⑼　地域の自然や生活、文化を生かした個性的な雪国リゾートを創造するとともに、海外をも視野に入れた冬期間観光の開発を推進する。このため、多様で豊かな自然環境、居住環境・食文化を含めた地域の生活文化、歴史的施設等の各種観光資源の発掘・再評価に努めるとともに、冬期利用に配慮した親雪公園やスキー場等を核とした通年型スポーツ・レクリエーション施設の整備を図る。また、宿泊施設についても、価格・サービス体系の多様化を進めつつ、整備・充実を図る。さらに、マルチメディア等を利用した観光情報システムの整備を図る。

カ　交流の推進

（地域間交流の多様な展開）

⑺　雪国の特性を生かした多様な交流を推進するため、地域の産業や交流に関するデータベースの充実等を図り、豪雪地帯からの情報発信機能の強化に努める。

また、雪国の豊かな自然や伝統的な生活・文化等雪国の地域特性を生かした体験型・参加型の地域間交流を推進するため、雪国の生活スタイルを学ぶプログラムを学校教育の現場に取り入れるとともに、雪国の暮らしや遊びを指導するインストラクターや専門家の養成に努める。

広域からの雪処理の担い手の円滑な確保という観点も含め、普段からの交流による関係づくりや情報交換の推進を図る。

（国際交流の促進）

⑴　地域特性に応じた独自の生活文化や創意工夫を生かした雪対策や寒冷地対策が進められている海外の雪国との情報・意見の交換を行うため、国際会議、文化活動、スポーツ、イベントの開催等を通じた国際雪国交流を促進する。

キ　雇用対策の推進

（職業能力の向上）

⑺　近年における急速な技術革新の進展、産業構造の高度化等に対応して、労働者の多様かつ高度な職業能力の開発、向上を図るため、公共職業能力開発施設の整備及び機能の充実に努めるとともに、専修学校や各種学校等との連携を図る。

（通年雇用対策）

⑴　労働者の季節的失業を防止し、地域の雇用の安定と産業の振興に資するため、通年雇用対策を推進する。

また、出稼労働者に対しては、援護対策の充実を図る。

⑶　生活環境施設等の整備に関する事項

豪雪地帯における冬期の生活は、著しい降積雪等により、地域社会の機能が様々な面において低下するとともに、屋根雪下ろし等の除排雪活動に追われるなど幾多の制約を受けている。

このような状況に対処し、地域の特性に応じて、雪に強く安全で快適な生活環境の形成を図るため、教育、保健衛生、医療、介護・福祉サービス、消防防災等の住民生活に密着した各分野における施設等について、各種既存施設の活用にも留意した整備と克雪対策の充実を図るとともに、克雪住宅の普及・促進、克雪用水の確保、安定的な電力供給の確保やエネルギーの有効利用等に努める。また、地域における克雪・防災機能等の向上を図るため、地域住民のコミュニティー活動や組織づくりを住民参加のもとで積極的に進めるとともに、マルチメディア等を利用した総合的な雪国情報システムの整備を推進する。

さらに、個性豊かで魅力的な地域づくりを進めるため、これらの施設の整備等に加え、新たな雪国文化の形成や雪国景観の創造・保全に努める。

ア　教育環境の向上

（学校教育施設の整備）

⑺　学校教育施設については、耐雪耐寒構造化の推進等により、積雪、寒冷の程度に応じた施設の整備を図るとともに、施設の実態に即して耐震化や老朽化対策を行い、安全で良好な教育環境の整備を進める。

また、学校における教育用コンピュータやソフトウェアの着実な整備を進めるとともに、インターネットへの接続を進めるなど教育の情報化の一層の推進を図る。